

■ 保育所等訪問支援とは

児童福祉法に定められた保育所等訪問支援事業の指定に基づく事業です。

保育所等を現在利用している方、または今後利用する予定のある方が、保育所等における集団生活の適応の為に専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施するための事業です。

訪問先について

- 保育所、幼稚園、認定こども園、乳児院、児童クラブ
- 小学校、中学校、特別支援学校
- その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの



「保育所等訪問支援について」
福島県(児童家庭課)ホームページ



まずはお気軽に、お住まいの地域にある訪問支援事業所にお問い合わせ下さい
QRコードを読み込んでいただいた先に事業所一覧のPDFがございます

お子さんが安心して
集団生活を過ごすために

保育所等訪問支援の手引き



作成
福島県自立支援協議会子ども部会
郡山市児童発達支援センター機能強化事業

1 支援の方法について

間接支援

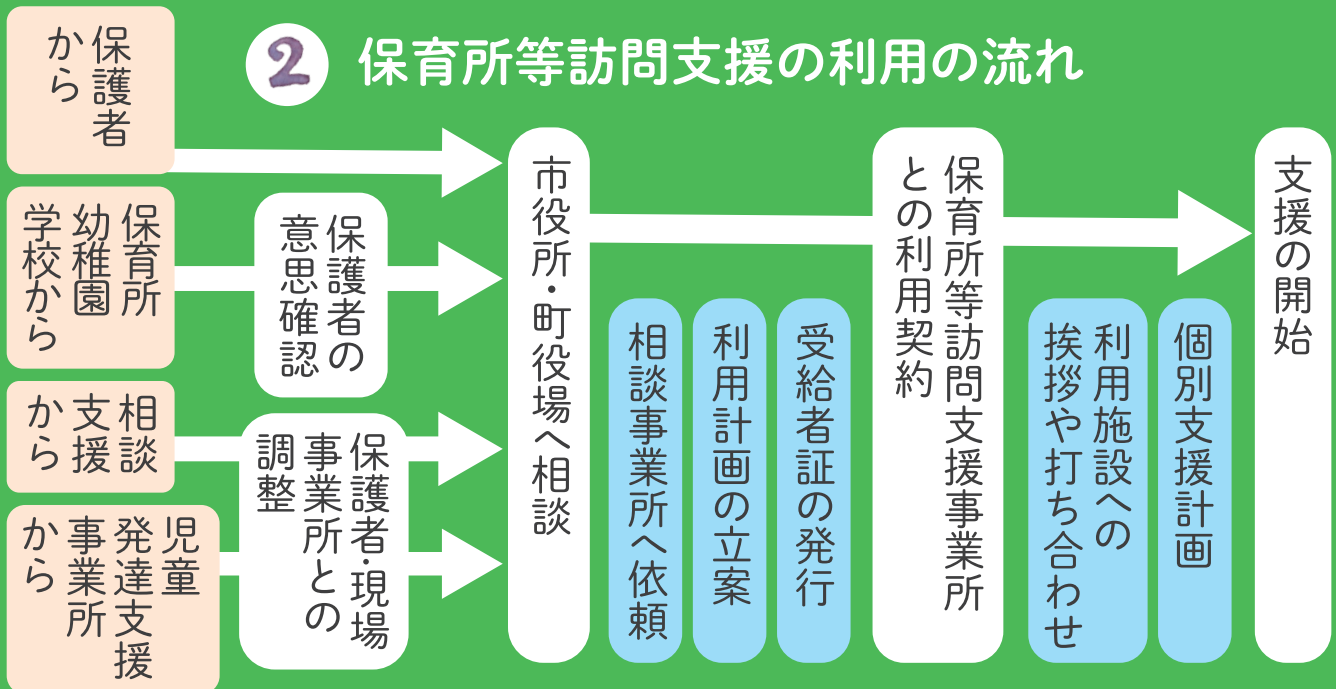
保育や授業の様子を行動観察し、先生方と情報交換を行います。

直接支援

必要に応じて、お子さんの個別指導を行います。

実際の支援方法については、上記方法を含め、お子さんの様子、保護者の希望、担任・担当の先生の意向などを踏まえて、一緒に考えていきます。また訪問の回数や頻度は、お子さんの状況によって異なります。

2 保育所等訪問支援の利用の流れ



3 保育所等訪問支援 利用後の流れ

